

令和 7 年第 3 回京丹波町議会定例会（第 4 号）

令和 7 年 9 月 22 日（月）

開議 午前 9 時 00 分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 同意第 2 号 京丹波町名誉町民の称号を贈ることについて
- 第 3 質問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議案第 55 号 京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例の制定について
- 第 5 議案第 56 号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 57 号 京丹波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 58 号 令和 7 年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」厨房機器購入契約について
- 第 8 議案第 59 号 社会資本整備総合交付金事業 町道安井南谷線（第 3 工区）道路改良工事請負契約の変更について
- 第 9 議案第 61 号 令和 7 年度京丹波町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 10 議案第 62 号 令和 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 11 議案第 63 号 令和 7 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 12 議案第 64 号 令和 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 13 議案第 65 号 令和 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 14 議案第 66 号 令和 7 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 15 認定第 1 号 令和 6 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 認定第 2 号 令和 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 17 認定第 3 号 令和 6 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 18 認定第 4 号 令和 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に

について

- 第19 認定第 5号 令和6年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 6号 令和6年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 7号 令和6年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 8号 令和6年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 9号 令和6年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第10号 令和6年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第11号 令和6年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第12号 令和6年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第13号 令和6年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 認定第14号 令和6年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第29 認定第15号 令和6年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第30 認定第16号 令和6年度京丹波町下水道事業会計決算の認定について
- 第31 議案第67号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2－5工区）開設工事請負契約について
- 第32 議案第68号 令和7年度 京丹波町立放課後児童クラブのびのび2組新築工事請負契約について
- 第33 議案第69号 令和7年度 京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事請負契約の変更について
- 第34 発言取消申出書について
- 第35 発言取消申出書について

第36 特別委員会報告

第37 閉会中の継続調査について

第38 議員派遣の件

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員 (13名)

1番	山崎	裕二	君
2番	山崎	眞宏	君
3番	畠中	清司	君
4番	伊藤	康二	君
5番	居谷	知範	君
6番	西山	芳明	君
7番	隅山	卓夫	君
8番	谷口	勝巳	君
9番	山田	均	君
10番	東	まさ子	君
11番	松村	英樹	君
12番	森田	幸子	君
13番	梅原	好範	君

4 欠席議員 (0名)

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者 (25名)

町長	畠中	源一	君
副町長	山森	英二	君
総務部長	松山	征義	君
健康福祉部長	中川	豊	君
産業建設部長	栗林	英治	君
企画情報課長	堀	友輔	君

総務課長	田中晋雄君
財政課長	山内明宏君
デジタル政策課長	田畠昭彦君
税務課長	小山潤君
住民課長	大西義弘君
福祉支援課長	原澤洋君
健康推進課長	宇野浩史君
子育て支援課長	保田利和君
医療政策課長	中野竜二君
農林振興課長	山内敏史君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	小松聖人君
上下水道課長	村田弘之君
会計管理者	谷口玲子君
瑞穂支所長	豊嶋浩史君
和知支所長	山内善史君
教育次長	岡本明美君
学校教育課長	四方妃佐子君
社会教育課長	西山直人君

6 欠席執行部（1名）

教育長 松本和久君

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	樹山敬子
書記	山本美子
書記	松谷洋二

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

本日、松本教育長から、体調不良のため、本会議を欠席したい旨届出があり、受理しましたので報告します。

本会期中に、各委員会が開催され、提出議案の審査や所管事業及び付託議案等の審査が行われました。

また、交通網対策等特別委員会、議会広報広聴特別委員会では、今期の活動の総括が行われました。

9月17日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営について協議されました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告が行われました。

また、追加議案の内容の説明を受けました。

本日、本会議終了後、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様、よろしくお願いいいたします。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、同意第2号 京丹波町名誉町民の称号を贈ることについて》

○議長（梅原好範君） 日程第2、同意第2号 京丹波町名誉町民の称号を贈ることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 野田 進氏を名誉町民にということですが、半年前に条例が制定され
て、私、岐阜県の飛騨市に行ったときに、スーパーカミオカンデの施設に飛騨市の名誉市民
になられた大学教授の等身大パネルとかが置いてあったりして、こういう形で名誉市民の方
はこんな方なんやなというのが分かるように、スーパーカミオカンデという施設そのものが
そういう施設ですから、そういうこともあるのかもしれないんですけど、そういうことがあ
りました。

今回、合併20周年の式典に併せて、功績を顕彰するといったようなことも聞いておりま
すが、今後、それ以外に、名誉町民になられる方の功績について、どのように町民の方にな
じんでいただかのかといったところについて答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 現状のところ、何か具体的に考えておるということはございませ
んが、1つは、先生は須知高校を卒業しておられることもありましたり、そういった意味で
は、将来的に本町を担うような子どもたちには、一定お話をいただけるのかなということも
含めて、功績をたたえたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第2号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第2号 京丹波町名誉町民の称号を贈ることについて、同意することに賛成の方は起
立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は、同意することに決定いたしました。

《日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と
します。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、人権擁護委員の方、また新しい方が候補者となられているわけですが、次の議案ですが、今回、人権条例を制定するに当たって、人権擁護委員とまた関係があるかというふうに捉えます。人権条例が制定される中で、新たに人権擁護委員の方に求める役割といったようなところが出てくるのか。そういういたところの答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 今回の条例の制定に当たりまして、まず、人権擁護委員さんのはうにも条例に対する意見を求める所までござります。人権擁護委員さんの仕事について、国の委嘱にもなりますので、そちらで決まっておりますけども、最大限こうした条例についてもご協力をいただきたいということでご意見も賜ったところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし、答申いたします。

《日程第4、議案第55号 京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第55号 京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今回、人権条例が提案されております。先立って、南丹市では2002年（令和4年）1月1日に施行、亀岡市では2024年（令和6年）4月1日に類似の人

権条例が施行されておりますが、今回、京丹波町で人権条例をつくるに当たって、理念型条例というふうに言わされました、どのような理念を持って、どのような考え方を持って人権条例を提案するに至ったのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 今回の条例に関してでございますけども、まず、人権尊重のまちづくりを進めるに当たりまして、人権尊重についての理解を深めることや人権意識の高揚を図ることを目的といたしまして、罰則規定等のない人権課題全般を対象といたしました理念条例とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

森田君。

○12番（森田幸子君） 1点お伺いいたします。

この人権条例は、本当に大切なことで大賛成なんですが、町民の皆様に周知徹底のことが一番大事かと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） まず、この条例の施行日でございますけども、合併の日の10月11日とさせていただきまして、合併記念式典のほうで啓発を兼ねた披露をさせていただきたいと、考えておるところでございます。そして、その後、この条例に関するパンフレットを年内をめどに作らせていただいて、全戸配布をさせていただきたいなというふうに考えておりますし、また、12月の初めに予定をしております人権講演会のほうでも、何らかの形で広報ができたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はございませんか。

山田君。

○9番（山田均君） 私も1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、目的の第1条の中に、この条例は、日本国憲法及びということである書いてあって、その下段に、部落差別の解消の推進に関する法律その他のあらゆる人権を尊重することを目的とした法令の趣旨に鑑みということなってるんです。部落差別の関係で言いますと、解消の推進ということになりますと、地域とか人とかを確定せんと、部落差別かどうかとの判断もできないわけですけども、それはどういうようなことで地域とか個人とか、属地属人とも言われますが、判断されるのか。国の法律ではありますが、市町村の条例の中にこういう定めがあるという

ことですので、そうしますと、固定化をしてしまうということになって、逆に差別を助長するということも起こりかねないと思うんですけども、その点についてどういう見解なのか伺っておきたいと思います。

もう一点、あわせて、この推進のために必要な基本的事項を定めるということになっておるわけですけども、基本的事項というのはどういう内容のものなのかお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） まず、1点目でございます。

地域、また個人等ということがございましたけども、この条例につきましては、先ほども申しましたように、人権課題全般を対象として制定をさせていただくものであります、全ての人権課題に対しまして制定をさせていただく中のものでございます。ですので、地域とか人を限定するものではないというふうに理解をしておりまますし、また、この条例に関しましては、町民、また事業者等の定義のところにもございますけども、町内に居住されている方だけを対象とするのではなく、通勤・通学、また、滞在されている方も町民として定義をさせていただいているところでございます。特に、近年、インターネットを利用しました不当な差別的言動等が問題にもなっておりますので、そうしたことを地域とか人を特定するのではなく、皆さんでこうしたことがないようにということで進めていただきたいというふうに考えてるところでございます。

2点目の体制でございますけども、これにつきましては第7条のほうで推進計画を入れさせていただいております。人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための人権教育、啓発推進計画を定めるものとすると入れさせていただいておりまして、そちらのほうに盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 人権というのは非常に大事なことでございますし、ここにもありますように人権というのは一番基本でございますので、当然そういうことをしっかりと中心にせんなんということは分かるわけですが、あえて第1条の中に、部落差別の解消の推進に関する法律ということを挿入しておるわけでございますけども、同和地区を固定しないということになれば、特別この文面を入れる必要はないというふうに思うんですけども、その点についてはどういう見解なのか伺っておきます。

それから、今もありましたように、最近、日本人ファーストということで、外国人を排除するというような動きも非常に大きいわけでございますけども、そういう問題についてはどういうように考えていくのか、併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　今回、この条例を制定した目的というのは、いつも言っておりますように、京丹波町がお互いにみんな認め合って、そしてふれ合って、穏やかな町にしていきたい。平和な町にしていきたい。そういうことを思って人は人としてしっかりと認め合う。お互いに立場とか個性とかそういったものがありますけども、お互いに認め合って、頑張ってまちづくりしましょうという一つの理念を定めるものでございます。

この第1条の目的に掲げましたものは、人権というのは、基本的人権として極めて重要なものとして、国民全ての人が認め合うということが基本であります。それに対して、いろんな法律ができるわけでございます。そういう法律を並列的にここに上げたものでありますて、一つ部落差別の解消の推進に関する法律だけをあげつらって述べているわけではないんです。いろんな法律を並列的にここに述べたということであります。ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（梅原好範君）　山田君。

○9番（山田　均君）　部落差別の解消の法律とあわせて、今、日本人ファーストというようなことで、外国人を排除するというようなそういう声も国会議員が発するというようなここまで起こっておるわけでございますけども、そういう問題についての考え方、人権尊重ということから言えば、外国人も何もないわけでございますし、ここにもありますように、世界人権宣言の理念にもあるように、やっぱり全ての人が当然認め合うということが基本だと思うんですけども、その点について、あわせて、今回のこの条例に関わって、外国人を排除するというようなことについての見解を改めて伺っておきます。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　私は、日本ファーストというんですか、新聞でしかその言葉を知りません。定義も私も分かりません。一部の方がそうおっしゃっているやに聞いておるんですが、先ほど言いましたように、私は定義も自分ではしっかりとした認識もありませんので、新聞等での言葉でしか知らない以上、それに対する見解を述べるわけにはまいらないということございますけれども、やっぱり多文化共生ということが今言われておるわけでございまして、外国の方も、本町では200人以上の方が実際お住まいされておるわけでございます。そ

といったこともしっかりと受け入れて、そして、町民として皆さん認め合う町にしていきたいということあります。

○議長（梅原好範君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、議案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君）それでは、議案第55号 京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例の制定について、反対の討論を行います。

提案理由として、一人ひとりがお互いに人権を尊重し、多様な価値観を認め合い、みんなが幸せであると感じられる、豊かな心を育むまちづくりを進めていくために、人権尊重に関する条例を制定するとしておりますが、この京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例については、条例の目的に、「部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨に鑑み」とあります。同法は、現在もなお部落差別が存在するとして、国の部落差別の解消に関する施策を、自治体に地域の実情に応じた施策として、相談体制、教育及び啓発、実態調査の実施を求めております。これは解決段階にある部落問題を国と行政が掘り起こすことになり、真の差別解消に逆行するのではないかでしょうか。

よって、提案理由にある人権尊重のまちづくりを実現することにはならないと考えます。

よって、本条例の制定には賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君）次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君）ただいま提案されております議案第55号 京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例の制定についての賛成討論をさせていただきます。

ただいま議題になっております目的の「部落差別の解消の推進に関する法律」その他のあらゆる人権を尊重することを目的とした法令の趣旨に鑑み」と書いてあるとおり、部落差別を特別視したようなことは私は理解できません。また、町長も明確におっしゃっていました。全ての人たちが人権を尊重できる京丹波町の人権尊重をやっていきたいということをお聞きました。私は、それに続いて、部落差別がどうのこうのというあれもないですが、ここに書いてありますように、部落差別解消についてはまだまだ残っていることは私も存じております。

ますので、こうして上げていただくことは、町民の皆さんにとってはとても大切だと感じて、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

畠中君。

○3番（畠中清司君） ただいま審議中の議案第55号 京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、複雑で多様な人権問題の解決に向け、町民一人ひとりが人権問題に対して正しい理解と認識を深め、差別を許さない、差別をしない、あらゆる人権問題を解決するという意識を持ち、積極的に行動していかなければなりません。人権条例を定めることで、人権を大切にする地域社会を目指すという姿勢を明文化し、住民や関係者に対して自治体の価値観や方向性を明確に示すことにつながります。条例を通じて人権侵害に対する防止策や救済措置を制度化でき、これにより差別やハラスメントなどの問題が発生した場合の対応がスムーズになり、被害者の権利保護にもつながります。人権意識を高めるための教育や啓発活動の根拠にもなります。条例があることで、学校、地域、企業などの人権教育が促進され、地域全体の人権感覚の底上げが期待できます。外国人、障害者、性的マイノリティなど、社会的に弱い立場に置かれた人々の人権を守ることが条例により制度として支えられます。多様な人々が安心して暮らせる共生社会の基礎となります。地域によって抱える人権問題は異なりますが、国の法律ではカバーし切れない地域特有の問題に対して、柔軟に対応できるのが条例の強みであります。人権が保障され、誰もが尊重される地域は、住民の満足度や安心感が高まり、定住促進や地域の持続可能な発展にもつながります。人権条例は、人を大切にする町を実現するための土台となるルールであります。個々の尊厳を守り、差別のない社会を目指し、安心して暮らせる地域づくりを支える役割を果たします。

全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していくことに期待して、京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例の制定についての賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

議案第55号 京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第56号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、議案第56号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 第1条関係の新旧対照表の1ページから取り上げます。

第17条の2第2号です。

出生時両立支援制度等、これは申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置の読み替えということですが、その請求、申告または申出（以下「請求等」という。）となっておりますが、この請求、申告、申出の区別について、どういうふうに考えればいいのか。ケース・バイ・ケースで請求のときもあったら、申告のときもある、申出のときもあるということかなと思ったりもするんですが、そのケースそれぞれをお示しいただければと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） これについては文言のとおりだと理解しておりますが、申出というのは、あくまで職員からの申出でありますし、それを申告する場合もあります。それから、権利として請求する場合は請求をするという理解でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

議案第56号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び京丹波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第57号 京丹波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、議案第57号 京丹波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

議案第57号 京丹波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 7、議案第 58 号 令和 7 年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」厨房機器購入契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第 7、議案第 58 号 令和 7 年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」厨房機器購入契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点伺っておきます。

契約期間の関係なんですけども、議会の議決を得た日から令和 7 年 1 月 26 日までということになっておりますが、本体の工事が非常に遅れている。資材不足、納品がなかなか入らないというようなことも聞くわけでございますけども、そういう点では、建物ができて厨房機器が納品ということになると思うんですけども、そういう心配はないのかどうか。また、そうなった場合にはどういう対応をされるのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 契約の期間の関係でございます。この工期、契約期間の満了日に設定しましたのは、現在、改修工事をやっております新築棟に配備する備品でございますので、この新築棟が完成するタイミングを見計らっているというところでございまして、うまく調整をした上で工期となっているところでございます。

また、これにつきまして少しの余白といいますか、変更が発生した場合については、その都度、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

議案第58号 令和7年度 道の駅「瑞穂の里・さらびき」厨房機器購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第59号 社会資本整備総合交付金事業 町道安井南谷線（第3工区）道路改良工事請負契約の変更について》

○議長（梅原好範君） 日程第8、議案第59号 社会資本整備総合交付金事業 町道安井南谷線（第3工区）道路改良工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

議案第59号 社会資本整備総合交付金事業 町道安井南谷線（第3工区）道路改良工事請負契約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9 議案第61号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第61号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第

2号) を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番(山崎裕二君) 事項別明細書の9ページ、10ページ、歳入です。

地方債の起債が中学校施設改修事業債で、緊急防災・減災事業債から合併特例債へ振替、放課後児童クラブ施設整備事業債で、過疎対策事業債から合併特例債へ振替、緊急防災・減災事業債の防火水槽等整備事業債が過疎対策事業債へ振替、3件ありました。適債性の観点からかなというふうにも捉えるわけですが、振替となった理由について、まず1点目です。

もう1点聞きます。

放課後児童クラブ施設整備に当たって、今回、振り替えた合併特例債のほかに、財源として、子ども・子育て支援交付金が充当できるかなというふうに思うんですが、割合で言うと、この合併特例債が何割ぐらい、そして、子ども・子育て支援交付金を充当する分は何割ぐらいになるか、そこもお示しいただければと思います。

以上です。

○議長(梅原好範君) 山内財政課長。

○財政課長(山内明宏君) まず、1点目の地方債の関係でございます。

まず、中学校施設の改修事業債、蒲生野中学校の体育館の空調設備でございます。これは緊急防災・減災事業債から合併特例事業債へ振り替えております。この件につきましては、緊急防災・減災事業債におきましては、基本的には地方単独事業が対象となるということでございますので、今回、合併特例事業債に振替を行っております。

次の放課後児童クラブ施設整備事業債につきましては、過疎対策事業債から合併特例事業債に振替を行っております。放課後児童クラブにつきましては、過疎法の対象施設として整備したものが活用できるということとされておりまして、新たに施設を整備するものは、過疎対策事業債の対象ではないとされておりましたので、合併特例事業債に振替をするものでございます。

次に、防火水槽整備事業債につきましては、緊急防災・減災事業債から過疎対策事業債に振替を行っておりますけども、これにつきましても、基本的には地方単独事業が対象となるということでございますので、今回、過疎対策事業債に振替を行ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 子ども・子育て施設整備交付金の内訳ですけども、大体3

2. 9%が子ども・子育て交付金の目安となっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 答弁それぞれいただきました。

1点目の確認なんですが、単独事業になるということです。臨時特例交付金を半分充当して中学校施設改修事業をするということで、その特例交付金を使うことによって、緊急防災・減災事業債の適債性がなくなったという理解でよろしいですか。もう一回答弁をお願いします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） お見込みのとおりでございまして、それを活用することによって、緊急防災・減災事業債の対象でなくなったということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 歳出の14ページでお尋ねします。

今回、交通対策費ということで、デマンド交通推進事業費補助金484万2,000円というのが計上されております。それに関わってお尋ねしたいと思います。

1点は、5月に説明を受けたときに、事業費が1,496万2,000円、補助金の申請見込みが1,162万1,000円ということでそれぞれ説明を受けたんですが、町の補助金も332万1,000円ということでございました。今回の補正額は484万2,000円ということで、大幅に増加になっておるわけでございますけども、5月時点との見込みの違いがどういうことで起こっておるのかということが1点でございます。

それから、今回の事業について、国からの補助金、町からの補助金というのは、いつの時点で事業者に支払われるのか。2点目伺っておきます。

それから、既に、説明会等が予定されておりますし、チラシもそれぞれの地域に個々に配布もされております。本来、今日の議決をもって、予算を進めていくというのが当然のルールだと思うんですけども、あえてそういうことが片方ではされておるということはどういう理由なのか伺っておきたいと思います。

それから、補助金の関係ですけども、実証実験に対する補助金ということになっておるわ

けで、1年間の実証実験の費用に対する補助金ということなのか。半年分なのか伺っておきたいということ。

それから、今後、この実証実験が本格運行ということになれば、どれぐらいの補助金が出来ることになるのか伺っておきたいと思います。

それから、デマンド運行の実施に向けていろいろ調整をしてきたということで、その中でこのNPO法人が取組をということで報告を受けたんですけども、予約型乗合タクシーの取組について、和知の事例もあるわけでございますけども、町のほうからこのNPO法人に打診をされたということなのか。NPO法人のほうから相談を受けたということなのか。経過についても併せて伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） まず、1点目でございます。

5月から経費が変更になったということでございますけれども、若干、臨時ドライバーさんの分を入れさせていただいたり、また、システム経費が若干上がってきてているというようなこともございまして、少し経費が上がってきたということでございます。

それから、支払いがございますけれども、実績払いがございまして、実績に応じて国からの補助金が交付されるということでございます。

それから、チラシ等のタイミングでございますけれども、国からの補助金を速やかに活用して、この事業を速やかに実証実験をするためには、できるだけ早くということで全員協議会のほうでもお知らせをし、予算計上させていただきたいということでまいったところでございまして、今行っているのは11月に向けての準備ということで、何とぞご理解をいただけたらというふうに考えております。

それから、補助金の期間でございますけれども、これにつきましては、今年度の補助金でございます。

それから、どちらから呼びかけがあったかということでございますけれども、NPO法人からのご相談を受けて、町として判断をしてまいったということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 答弁漏れがありました。

今年ということですので、3月末までの補助金ということだと思うんですけど、その後について、運営に対する補助金を当然出すと思うんですけど、それはどれぐらいの金額で何年

間、補助金というのは運営に対して出していくということになるのか。その点伺っておきたいと思います。

それから、もう一点は、予約型乗合タクシーの実証実験、11月開始ということになっております。本来、予算が議会で議決されて、いろいろな説明会とか準備をしていくということになると思うんですけど、事前の準備というのは当然あったとしても、一般的に公にポスターも貼ったり、チラシも配ったり、そういうことをやっておるわけでございます。先ほどありましたけども、5月に説明したということでございましたけども、当然説明は聞きましたけども、やっぱりお金というのは予算が通って、そしてそれに基づいて執行していくことになると思うんですけども、その辺についてはどういうような見解なのか。改めて伺っておきたいと思います。

それから、NPO法人のプラムランナーの定款を見ますと、現職の議員も役員として記載があります。担当課へのそういう問合せというのは議員からはなかったのかどうか、併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 国庫補助金につきましては、今年度のみでございまして、今後、町としてどのような支援をしていくかにつきましては、今後の協議になっております。国としては1年間のみでございます。

それから、今議会前の準備行為等どのような考え方かということでございますが、あくまでも実施主体につきましてはNPO法人でございまして、そのNPO法人に対する支援をどうするかということを予算計上させていただいているものでございますので、ご理解のほどお願いをいたします。

特に、議員等からの連絡等は聞いておらないというふうに考えております。

以上です。

（山田議員の発言あり）

○議長（梅原好範君） 答弁漏れということで、カウントなしでその場で発言してください。

山田君。

○9番（山田 均君） 実証実験を11月1日からスタートするということでしたので、それはどういうことで日程は決めたということなのか。その点、答弁なかったので。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 国の補助金の対象事業期間が限られておりますので、できるだけスムーズに、早くに実施したいというスケジュールを立てたときに、最短が11月にな

ったということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） デマンドタクシーに関連してなんですが、先ほど実施主体はあくまでもNPO法人というふうに言われました。ただ、既に配られているチラシの中には、NPO法人の名前もあれば、並列して京丹波町の町章も使われております。あと、ダイハツ、アイシンというふうにたしか並列してあったと思います。ただ、先ほど言われましたように、あくまでも実施主体がNPO法人というのであるならば、その補助金の関係で京丹波町が関係してくるというのであるならば、チラシを投入する時点で、まだ補助金は議会の補正予算の審議中であったり、提案中であったというような状態でありますので、京丹波町には、今、補助金を議案で審議中であるとかそういった一言が入っていたら、我々もそういうふうに思わなかつたと思うんですけど、もう既に京丹波町がどういう関わりを始めてるのかというふうに思ってしまうような表記になっておりますので、そのところについてどういうふうになっていたのか。分かる範囲で答弁いただければと思います。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 十分な説明にはなっていないというのは反省はしておりますけれども、やはり事業者さんからの呼びかけに、地域の公共交通を支えるために町として協力体制をしくということをご理解をいただきたいという説明は、全員協議会等でさせていただいてきたというふうにも思っておりますので、その辺りはどうぞご理解のほどお願いしたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） いろいろ答弁はいただいたんですが、我々としても、予約型乗合タクシーというのは大いに進めてほしいという立場なんですけども、しかし、ルールはルールとしてしっかりと守ってやっていただきかんと、行政側の都合、相手側の都合で、予算は通ってないけども進めていくというようなことをやれば、節度もなくなるし、ルールもないということになるので、事前の準備は当然あったとしても、公にチラシをそれぞれの事業所に貼ったり、各戸に配ったりというようなことは、私はちょっとルール違反だと思います。やっぱり議会というものがあるて、予算が議決をされて、そして実績で支払うということでございましたけども、やっぱりそういうようにしなければ、議会軽視ということに当然なるわけでございます。考えてみれば、今言われたように11月1日に決めた。それを逆算してスケジュールをやらなければ間に合わんというような形で進められているんじゃないかと思うんです

けども、その見解、もう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 反省すべきところは反省しまして、今後に生かしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 14ページの行政情報システム運用管理事業102万6,000円であります、医療機関との連携と聞きましたが、具体的に説明をお願いいたします。

それから、24ページの町営住宅維持管理事業296万7,000円について、退去の4件分の改修との説明がありましたけれども、現在の入居者はどうなっているのか。また、今回4件分でありますが、空室になっている部分については、今後、継続的に改修をされていくのかお聞きします。

それから、28ページの特別栽培米プロジェクト支援金134万7,000円でございますが、これは対象8校に対して、今、何食作られていて、この特別栽培米は年に何回実施される計画となっているのかお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 田畠デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畠昭彦君） 1点目の行政情報のシステム改修委託料でございますけれども、マイナンバーカードで福祉医療受給者等が利用できるようにするために、デジタル庁が構築しましたPMHシステムに接続するためにネットワークを変更するものでございます。以上でございます。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 24ページにつきましてご回答させていただきます。

修繕に係る件数が4件ということですけども、この4件につきましては、全てもう既に退去されている住宅でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 特別栽培米ですけども、今年度については10月から導入予定であります、年間191回の給食に対し、10月からの大体85食になります。また、現在、3センターでおよそ810食作っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） 失礼いたしました。

空室の今後の活用につきましては、空き次第、修繕を適宜行って、公営住宅の場合ですと、年4回の募集によって入居者を募っていきたいと思っております。特定公共賃貸住宅につきましては、常時の受付としておりますので、申込みがあった際、審査をさせていただいて、入居の手続を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） 町営住宅でありますが、現在利用しているのは大体3分の1ほどではないかと思ってるんですが、今回、空き室4件分するということではありますけれども、補助金の関係で、特定公共賃貸住宅についてはいろんな方向へ転換ができないということでありましたけれども、今回4件ということで、今後、引き続いて、年次的に改修計画を持って進めていくのかどうかお聞きします。

それから、特別栽培米プロジェクトであります。810食を作っているということでお聞きしました。10月から、191回、85食とお聞きしたんですけど、もう少し詳しく言っていただきたい。ちょっと理解ができておりません。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） ただいまの質問についてですけども、今回の4件なり修繕と申し上げた内容につきましては、退去に係る町営住宅の部屋の修繕ということでございます。今後、修繕のほうは、先ほども申し上げましたが、退去され次第、修繕をさせていただいて、募集をかけますと数件ですけども入居者は毎回決定している状況でございますので、現在の活用で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 令和7年度、給食を大体年間191回作ることになっております。10月から特別栽培米を導入するというところで、6か月間で約85回提供することになる見込みであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第61号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は1,710万円を追加するものですが、内容は、選挙を目前に控え、緊急を要する物価高騰対策などは予算化されていませんが、当面する対策の予算が提案されたと考えます。今回の補正予算の特徴は、デマンド交通推進事業の484万2,000円と考えます。この事業は、和知地域で実証実験がスタートし、本年度から本格運行が行われています。今回の提案は、瑞穂地域でNPO法人プラムランナーが実証実験を行うことへの補助金の予算化です。質疑でも指摘しましたが、補助金の補正予算が計上され審議を行っておりますが、既に説明会の日程、実証実験の開始時期などを決め、また、チラシの配布、事業者へのポスターも既に掲示されております。これでは議会軽視ではありませんか。何のための議会審議なのか。議会の責任や役割も問われていると考えます。

本年は、合併20周年の年であり、11月には町長・町議会議員選挙も控えています。その直前の11月1日を運行スタートとしています。スタートの日を決めて逆算で準備を進めているとしか思えません。あまりにも見え見えではありませんか。厳しく指摘するものです。

高齢者をはじめ交通弱者対策として予約型乗合タクシーの拡充は求められていること。また、必要であり充実が求められていること。一日も早い運行と考えますが、もっと期間を設けて、住民に事業の内容を徹底し、会員の確保にもめどをつけて運行開始すべきことを指摘して、反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 議会運営委員会の開催を求めます。西山議会運営委員長、告知をお願いいたします。

西山君。

○議会運営委員会委員長（西山芳明君） ただいま、議長のほうから、議会運営委員会の開催について諮詢を受けましたので、議会を一旦休憩をいただきて、10時10分から委員会室におきまして議会運営委員会を開催させていただきたいと思います。議長、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅原好範君） ただいま、西山議会運営委員長から告知がありましたとおり、議運を開催します。引き続き、その後、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様はご準備いただきますようよろしくお願ひします。

また、執行部の皆さんには、大変ご迷惑をおかけしますが、全員協議会開催の時点でお知らせをいたしますので、再度議場に集合いただきますようよろしくお願ひします。

これより暫時休憩に入ります。

休憩 午前 10時06分

再開 午前 11時02分

○議長（梅原好範君） それでは、再開いたします。

次に、賛成者の討論を許可します。

西山君。

○6番（西山芳明君） ただいま提案となっております議案第61号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきまして、賛成の立場から討論を行います。

歳入歳出予算の歳入歳出それぞれに1,710万円追加をして、予算総額歳入歳出とも132億4,971万4,000円とする補正につきまして、主な内容といたしまして、繰越額の確定に伴い2,790万円を財政調整基金に積み立てるもの。また、移住住宅改修資金550万円、フードバレー推進事業の費用として、新規就農者へのプロモーションビデオの作成費150万円など、人口対策に加え、直進アシスト付き田植機の導入支援として160万円、農業委員会が取り組む地域計画地図データ作成委託料に264万円など農業振興に対する支援対策。また、学校給食に係る特別栽培米のプロジェクトに対する支援等に162万円など、教育振興のほか、こだちの貸出冊数増加やどこでも図書館めばえ号の訪問回数増に伴う図書システム追加端末導入160万6,000円など、地域振興や町民サービスの向上に向けた補正内容が多数盛り込まれている予算であることから、賛成を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

議案第61号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 10、議案第 62 号 令和 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）》

○議長（梅原好範君） 日程第 10、議案第 62 号 令和 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○10番（東まさ子君） 8 ページであります。

負担金、補助及び交付金ということで、賦課徴収、システム改修負担金マイナス 2 万 2,000 円であります。これは子ども・子育て支援金制度が 2026 年度から始まることに備えて、国保制度、それから後に続く後期高齢者医療制度それぞれのシステム改修の予算について、当初は一般財源で予算化しておりましたけれども、国の補助金で財源措置することになりました。子ども・子育て支援金として具体的にどのぐらいの金額になるのか。負担額の目安が分かっておりましたらお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 補助金の関係でございますけども、歳入の 6 ページのほうにございます子ども・子育て支援金事業費補助金 115 万 7,000 円を見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○10番（東まさ子君） それは先ほど言わせていただいたように、国の財源措置ができたので振替となったということですが、実際に、2026 年度から始まることに備えてシステム改修としているわけでありますけれども、この支援金というのは、国はどのぐらいを目安としているのか。分かっていたらお願ひします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） こども家庭庁が出しております子ども・子育て支援金に係る試算ということで、それぞれいろんな保険がございますので、全制度平均で、令和 8 年度の見込みでありますと、加入者 1 人当たり 250 円というようなことになっておりますけども、それ以上の詳細なことについては、現在聞いておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

議案第62号 令和7年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第63号 令和7年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第63号 令和7年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

議案第63号 令和7年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案の

とおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第64号 令和7年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第12、議案第64号 令和7年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

議案第64号 令和7年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第65号 令和7年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第65号 令和7年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

議案第65号 令和7年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第66号 令和7年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第66号 令和7年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 資本的支出、15ページの備品購入費とソフトウェアについてお尋ねします。

備品購入については検針器ということになっておりますが、これは何台購入することになっているのか、1点伺っておきます。

また、何年かに1回、更新ということになるのかどうか、検針器でございますので、メーカーを見るということからすると正確性も求められますので、伺っておきます。

それから、A I 管路劣化解析システムということで858万円となっておりますが、これはシステムを導入するということなのか、どこかに委託をしてやるということなのか。また、劣化解析システムというのは、当然、使い方とか使用方法とかあると思うんですけども、具

体的にはどういう形で使うことになるのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君）　村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君）　まず1点目の検針器、これは水道メーターを検針する際に使用する機械になるんですけども、予定としては15台を計画してございます。

続きまして、AI管路劣化解析システムでございますけども、当初予算のほうでは、収益的支出のほうで業務として予算計上させていただいてたんですけども、この業務の成果となりますものがシステムということになりました、こちらを無形の固定資産ということで計上するということになっております。無形の固定資産ということで、3年間、クラウド上にある情報を端末で確認できるというふうなことになっておりますので、機械といいますか、パソコンに入ったようなシステムが導入されて、長く使うということではございませんでして、AI管路劣化を解析しましたデータをこちらのほうで見るというような機械になっております。

システム自体は、成果として、上下水道課の職員が確認なり使うようになってございます。

あと、検針器ですけども、更新にかかりましては、一応、事務機器ということで、5年間の耐用年数ということもあるんですけども、できるだけ長く保守もしながら使わせていただこうと思っておりまして、修理等も必要になるかと思うんですけども、現在のところ、何年ごとに更新というような計画はございません。

以上です。

○議長（梅原好範君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

議案第66号　令和7年度京丹波町水道事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 15、認定第 1 号 令和 6 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第 30、認定第 16 号 令和 6 年度京丹波町下水道事業会計決算の認定について》

○議長（梅原好範君） これより、日程第 15、認定第 1 号 令和 6 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 30、認定第 16 号 令和 6 年度京丹波町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

16 件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、隅山卓夫君。

○決算特別委員会委員長（隅山卓夫君） 8月 29 日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託されました令和 6 年度京丹波町一般会計、12 特別会計、国保京丹波町病院事業会計決算認定、水道事業会計利益の処分及び決算の認定、下水道事業会計決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は 9 月 12 日、16 日のいずれも午前 9 時から開催をいたしました。それぞれの審査内容につきましては、議長、議会選出の監査委員を除く全議員で特別委員会が設置されたことから、省略をさせていただきます。

審査の結果につきましては、9 月 16 日に議長宛てに提出しておりますお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第 1 号から認定第 14 号まで及び認定第 16 号の 15 議案について、いずれも原案どおり認定となりました。また、認定第 15 号について、原案どおり可決及び認定となりました。

それでは、委員会審査報告書を朗読し、報告といたします。

京丹波町議会議長、梅原好範様。

決算特別委員会委員長、隅山卓夫。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告をします。

記、事件の番号、件名、審査結果の順に読み上げます。

認定第 1 号 令和 6 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第 2 号 令和 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

原案認定。

認定第3号 令和6年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第4号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第6号 令和6年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第7号 令和6年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第8号 令和6年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第9号 令和6年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第10号 令和6年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第12号 令和6年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第13号 令和6年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第14号 令和6年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、原案認定。

認定第15号 令和6年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定。

認定第16号 令和6年度京丹波町下水道事業会計決算の認定について、原案認定。

以上で報告を終わります。

失礼いたしました。飛ばしております。

認定第11号、令和6年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

認定第5号 令和6年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

○議長（梅原好範君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより、認定第1号 令和6年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9番（山田 均君） ただいま提案になっております認定第1号 令和6年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和6年度は、畠中町政1期目の3年目の予算として執行された決算です。令和6年度一般会計決算は、歳入総額が122億2,052万1,154円、歳出総額が121億4,944万3,056円でした。畠中町政が公約実現にどう取り組んだのか。町民目線に立った予算執行が行われたのかを示す重要な決算です。予算執行の中には住民要望や物価高騰対策なども実施されており、評価すべき点は当然評価するものです。

畠中町政は、町民みんなが元気・希望・笑顔のあふれるまちづくりの実現に向け、1、健やかで幸せな食の町、2、教育と子育ての町、3、人のふれあいを感じる町を三本柱として町政運営を行いました。町長は、町の将来像を子どもとお年寄りが安心して暮らせる町にする、農林業が基幹産業として重要性を増すことができるよう魅力が引き出せる町にしたいと、町政運営にかける意欲を当選直後に語っておられます。この立場で町政運営ができたのか。町民目線で各事業が実施できたのか。行政運営を進められてきたのかが問われる決算であると考えます。

令和6年度は、幸せのまちづくりが芽吹く予算として執行されてきました。

第1点は、畠中町政は、国が一方的に強権的に推進するデジタル化推進のためにデジタル政策課を新設し、窓口のデジタル化をはじめ、行政運営の中心にデジタル化を推進してきました。国が国民の不安や疑問に答えることなく、一方的、強権的にデジタル化を押しつけてきている方針を受けて、他市町村に先駆けて推進をしてきました。高齢化率が町民の半数に近い本町では十分な準備と時間をかけて取り組むべきです。大事なことは、高齢化が進む中で、デジタル化についていけない住民を置き去りにするのではなく、対策や対応を検討・研究して、一人も取り残さない町政運営を基本にデジタル化に取り組むべきことを指摘しました。スマートフォンなどの講習会を開催しましたが、役場や会場まで来てくださいでは周辺部は置き去りです。参加者は限られた人になっています。

第2点は、高齢者の不安は、緊急時における情報伝達が十分でないことです。特に、一人

暮らしや高齢者世帯は、隣が火事でも分からないと不安の声があります。町長は、当初は何らかの方法が必要としながら、決まったこと、あんしんアプリに慣れていただくことと冷たい対応で高齢者置き去りではありませんか。一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、障害者に配布しているタブレットを活用して対応すべきです。その実態も把握されていません。これでは緊急時は個人責任で対応してください。地域や消防団にお願いしている。町民の命や暮らしを守る自治体の責任放棄ではありませんか。対策を強く求めるものです。人のふれあいを感じる町と言えるでしょうか。大きくかけ離れています。

第3点は、住民健診の充実強化についてです。病気の早期発見は何よりも大事であり、健診の重要性は高齢者になるほど重要です。高齢者の難聴は、認知症予防をはじめ、全身疾患との関連や転倒リスクの増加なども指摘されており、高齢者はもちろん、家族にとっても早期発見は非常に重要です。高齢者の聴力検査を健診項目に加えることを強く求めるものです。これまで再三取り上げてきましたが、高齢者が安心して健康で心豊かな生活を送るための取組です。実施すべきことを強く求めるものです。

第4点は、農業の後継者対策です。これは地域や集落の後継者対策でもあります。農業の後継者・担い手対策は喫緊の課題です。議会のたびに取り上げてきました。なかなか成果は見えてきません。町長も必要性を認めているのですから、実行するのみです。なぜ思い切った取組ができないのか。町長自身の中に切羽詰まった状況にないということではありませんか。必要と考えられることは何でも取り組む決意で取り組むことです。受皿を整備することです。福知山市三和町や大江町で実施している公営住宅に受け入れることや農業公社や法人などに研修生として受け入れる方法など、幅広い取組が必要なことを指摘するものです。対策委員会などを立ち上げて最優先に取り組むべきです。町長の本気度が問われることを指摘するものです。

第5点は、子育て支援を町の最優先課題に据えて取り組むべきです。1つには、18歳までの医療費助成制度の償還払いを現物給付に見直すことです。見直しに障害になるものはありません。あわせて、保育に係る負担軽減や学校給食費の無償化を実施すべきです。医療費の現物給付、学校給食の無償化、保育の負担軽減も実施していない。最後には法律を守ることが大切との回答は、国の方針追随でしかありません。これでは京丹波町は子育て京都一番にはなれません。京丹波町が子育て中の保護者から評価されていない現実も直視すべきです。國の方針追随ではなく、子育て京都一番というのであれば、子育て支援策をまちづくりの最優先課題としてもっと充実すべきです。強く求めるものです。

第6点は、ふるさと納税について指摘をするものでございます。ふるさと納税額全額が行

政運営に活用できるように町長は盛んに説明をされますが、返礼品、委託料、システム使用料など経費に50%は必要になっております。ふるさと納税は、半分の50%が財源として活用できること。町民に正確に報告すべきであることを指摘するものであります。

もう一点は、庁舎管理についてです。新庁舎建設時に国道9号線の歩道に沿って庁舎敷地内に植樹が植えてあります。ツツジと聞きしましたが、手入れ不十分でほとんどが枯れています。町民からの指摘もあります。木造庁舎で視察もあり、大きな評価を受けていると言われますが、恥ずかしいことではありませんか。枯れたツツジを処理をして庁舎に合ったものに改良・改善すべきことを指摘するものであります。

第7点は、予算執行における不用額について指摘するものです。令和6年度決算では、不用額として4億156万8,944円が報告されております。前年度より6,599万7,775円も増加しています。また、収入未済額は9,032万3,773円です。不用額についてはできる限り早期に把握し、補正予算で他の住民要求に充当することが当然です。収入未済について、6年度末の未収金として町営住宅使用料は2,316万3,294円、水道料金は1億7,108万9,887円、下水道使用料は3,991万637円と報告されております。これ以外にも使用料などで数百万円の未収も報告されていますが、あまりにも多額の未収金であり、専門的に取り組むべきです。累積した収入未済額が2億円を超えていく状況は重大です。町長の政治責任が問われるとして責任を持って取り組むことを強く求めるものです。悪質なものは当然法的手段も含めて取り組むべきです。特に、平成17年の合併以前の未収金もあり、ことの重大性を認識すべきです。

最後に、町政運営で必要なことは、今住んでいる住民が安心して暮らせて喜びを感じる町であれば人が移り住んでくる。こう言われております。地方自治体の責務は住民の福祉増進に努めることです。この立場でまちづくりを進めるべきであることを指摘して、反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

居谷君。

○5番（居谷知範君） ただいま上程となっております認定第1号 令和6年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

令和6年度決算は、畠中町政3年目の幸せのまちづくりが芽吹く予算として、町長が掲げられる三つの柱、健やかで幸せな食の町、教育と子育ての町、人のふれあいを感じる町に対する各種施策が目に見える形で着実に実行されたと評価できる決算です。

令和6年度一般会計決算では、歳入122億2,052万1,000円、歳出121億4,

944万3,000円、翌年度繰越1,534万7,000円を差し引いた実質収支は、5,573万1,000円の黒字となりました。人口減少が続く本町にあって、住民税や固定資産税などの町税の減少による財政の硬直化が懸念される中、京都地方税機構と連携しながら貴重な財源が失われることがないよう、不納欠損額が減少するための努力が認められる決算の内容となっています。

また、ふるさと納税につきましては、様々な事業の財源として活用するための自主財源の確保に努めるべく、昨年度より195品目増やすなどして多様なニーズに対応し、引き続き好調をキープしました。令和6年度のふるさと納税額は、令和5年度の寄附額3億5,000万円を上回る4億629万4,000円となり、前年度対比では約5,000万円、率にして13.8%の増加となりましたことも評価いたします。これは畠中町政において積極的に推し進められてきたタウンプロモーションの大きな成果としての数値であり、単に納税額の増加にとどまらず、ふるさと納税を入り口とした、さらなる京丹波ブランドの価値や本町の認知度の向上につながるものであり、関係人口の増加や地域を活性化させるものであることから、今後におきましても大きな期待を寄せるところです。社会の変化に対応した引き続いでの積極的な施策の展開をお願いいたします。

あわせまして、今後におきましては、企業版ふるさと納税の獲得にも一層の注力をいただき、自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

さらに、令和6年度末の地方債残高は、前年度末と比べて9億1,389万4,000円の減少となっており、起債の抑制効果が現れ、行財政運営の健全化に資するものであると考え評価いたします。

次に、歳出におきましては、さきに述べましたとおり、畠中町政における三つの柱を主眼に置いた施策が着実に実施、推進された年度となりました。

まず、1つ目のすこやかで幸せな食の町においては、丹波くり振興事業や京丹波栗リファイン事業において、令和5年度に引き続きガバメントクラウドファンディングを財源として活用し、町の特産品としてブランド戦略を推進すべく、生産者の確保や育成、生産の拡大、さらには栗を使った商品開発に支援を行うなど、栗以外の特産である農産物を含め、食の町を標榜するための積極的な施策の推進が図られました。

また、令和4年度に策定されましたウェルネスタウン構想に基づき、京丹波町病院及び診療所の機能の充実が図られ、健康寿命を延ばすためのウェルネス京丹波事業など健康のまちづくりへの取組が推進されましたことを評価いたします。

次に、教育と子育ての町においては、学校教育の現場において、近年、危険な暑さを災害

と捉え、各小学校体育館への気化式冷風機や各中学校体育館への大風量一体型スポットクーラーの導入が行われ、町の宝である子どもたちを熱中症のリスクから守る施策が推進され、学びを支える安心で快適な学習環境の構築に大きく寄与しました。同時に、蒲生野中学校体育館を全町的な大規模避難所として活用するための調査研究も進められ、現在、進捗中のガスヒートポンプエアコンの空調設備工事に至っております。

また、学校給食においては、地元食材の積極的な活用や味夢くんランチといった地元食材に特化したメニューの開発、地元企業とコラボした給食など、食の町ならではの給食を実施することで、子どもたちのシビックプライドの醸成にもつながったのではないかと思います。

さらに、子育て支援におきましては、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへの切れ目ない一体的な相談体制を確立するべく、令和6年4月から瑞穂保健福祉センター内にこども家庭センターが開設され、母子保健と児童福祉部門が連携し協働することで、個々の家庭や子どもの状況に応じた支援の強化にも取り組まれました。

社会教育では、趣向を凝らした町民大学の開催や、めばえ号やこだち図書、中央館、二つの分館を活用したどこでも図書館運営管理事業など、町民の皆様の心豊かな学びの支えとなる本町における特徴的な事業の推進も図られ、特に図書の大幅な貸出冊数の増加となつたことも高く評価いたします。

また、「地域の宝」（人材・文化財等）調査活用推進事業における地域学芸員養成講座の開催や7大山城の選定と全町編の冊子の作成などにより、文化財や伝統芸能などの地域の宝を保存と継承のみならず、利活用に資する取組も積極的に推進されました。

最後に、三つ目の柱である人のふれあいを感じる町におきましては、プロモーション戦略の進化はもとより、道の駅「瑞穂の里・さらびき」を地域のランドマークとしてその価値を高めるため、大規模リニューアルを行うに当たって基本設計及び実施設計が行われ、都市部との交流拠点としての役割を果たすみずほガーデンロッジのリニューアルオープンに向けた施設整備工事も令和6年度内に完了したことから、今後の活用において、交流関係人口を増やす上で事業効果が最大限発揮されることを期待するものです。

また、観光振興では、ロケ誘致事業において、NHKの大河ドラマのロケ地として京丹波ロケスタジオが活用されるなど目覚ましいものがありました。

さらに、令和6年度は、本町における交通施策において大きな転換となる年度となりました。西日本ジェイアールバスから園福線を受け継いだ中京交通が運行を開始し、和知地区においてはデマンドタクシーの導入に向けた実証実験が4月1日からスタートをしました。町民や観光客など来訪者の交通手段の確保はもとより、外出しやすい環境を整えることは、町

民にとってのウェルネスにも直結するものであると確信しています。

令和7年度におきましては、瑞穂地区でのデマンド実証運行が開始される予定となっていますが、まずは登録いただき利用が促進されますよう、町民の皆様に広く周知するための広報を徹底いただきたくお願い申し上げます。

これまでに申し上げました様々な事業以外にも、表に出にくい町民の皆様の生活やなりわいを支える裏方的な業務や事業も複数ありますが、職員の皆様がそれぞれに適正に業務を遂行していただいていることに対しまして、感謝と敬意を申し上げます。

最後に、本決算は、町民福祉の向上と地域の活性化を両立させる施策が着実に実施されたことを示すものであり、住民ニーズに即した事業展開がなされた点を高く評価し、決算認定への賛成討論とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

決算認定の表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号 令和6年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 令和6年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） それでは、認定第2号 令和6年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

国民健康保険制度は、2018年度の都道府県単位化により、京都府が財政運営の責任主体となりました。京丹波町の国保税は、毎年府から示される納付金によって決められます。令和6年度の国保税は据置きとなりましたが、国保は他の医療保険に比べ負担が重い制度であります。国民健康保険は国民皆保険の基盤であり、憲法25条で定められた健康で文化的

な最低限度の生活を医療面から支える極めて重要な制度ですが、年金生活者や非正規労働者、フリーランスなどが加入者の主体となり、収入が低く病気にかかりやすい年代が集中していることから、保険税の負担が被用者保険に比べ極めて高いという構造的な問題を抱えています。国保、協会けんぽ、組合健保の比較では、国保加入者1人当たりの平均所得額は93万円、協会けんぽは169万円、組合健保は237万円。保険料負担率は、国保が9.8%、協会けんぽが7.2%、組合健保が5.7%で、最も平均所得の低い国保加入者が最も高い保険料負担となっております。国保は、加入者が保険料を支払えるかどうかという観点ではなく、必要な医療費を集めるために保険料を徴収する方法であり、保険料が高くなると滞納せざるを得ない人々を生み出す構造となっています。

また、財政調整基金からの繰入れについて、令和4年度に700万円の繰入れはありましたけれども、資料で見る限り平成27年度から令和5年度まで繰入れはゼロ円がありました。しかし、令和6年度は3,100万円の繰入れとなりました。令和7年度も繰入れが必要な状況となっています。保険給付費は減っても納付金が増加することや国保への加入者が減っているという今後の課題があります。

そして、さらに国保税に上乗せをして新たに徴収する子ども・子育て支援金を令和8年度から段階的に導入するとしておりますが、国保税に上乗せして徴収するのは問題があると指摘するものであります。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、令和6年12月2日の法改正後、初めての一斉更新が令和7年8月に行われ、マイナ保険証を保有していない被保険者等には資格確認書が交付され、マイナ保険証を保有している被保険者には資格情報のお知らせが交付されましたが、マイナ保険証と資格確認のお知らせによるトラブルや混乱を避けるために、国保加入者全員に従来の紙の保険証と同様に使える資格確認書を送付すべきであります。所得に対する保険税負担は、協会けんぽの2倍となっており暮らしを圧迫しております。

また、子どもが生まれると保険税が増える。傷病手当金がないなど被用者保険と大きな格差を抱えています。異常な物価高騰の折に子育て世帯に高い保険税を押しつけるのは認められません。子育て世代の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険税の軽減措置について、対象年齢や軽減割合の拡大、必要となる財政支援を国・府に要望すべきであります。構造的な問題の解決には、公費国庫負担を増やす以外に抜本的な解決の道はありません。全国知事会は、1兆円規模の公費負担増によって協会けんぽ並みに保険税を引き下げるべきと要請してきましたが、住民の暮らしを守るために国庫負担の抜本的な増額が必要であると指摘をし、反対討論いたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○6番（西山芳明君） ただいまの、認定第2号 令和6年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

国民健康保険制度は、被用者保険、後期高齢者医療保険とともに、我が国の社会保障制度におきます国民皆保険制度の中核をなすもので、加入者の皆様からの保険税、府からの補助金や町の一般会計繰入金などを原資として運営をされ、健康維持や病気・けがなど、いざというときにも気軽に医療機関で受診ができる、日々、安心安全な生活を維持するための重要な仕組みであります。

しかし、2025年問題と言われますように、団塊の世代が全員後期高齢者の年齢域に達し、現役世代が減少、すなわち被保険者も年々減少していることが危惧される中で、令和6年度の京丹波町国民健康保険の決算におきましては、京都府への納付金の増加と被保険者の減少によります基金積立金から3,100万円を繰り入れて収支バランスを整える結果となりました。しかし、長期にわたり、より安定的な運営を図る目的で、厳しい運営の中から財政調整基金を積み立ててきたからこそ成し得たものであります。

今後とも、町民の健康を守るため、疾病予防事業、特定健康診査事業、訪問指導事業などの実施で、疾病予防や健康づくりに積極的に取り組み、医療費の適正化をはじめ、保険税の収納率向上による負担と給付のバランスを保ちながら、将来にわたり安定した国民健康保険事業の運営が図られることを期待をいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 令和6年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 令和6年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○10番（東まさ子君） それでは、認定第3号 令和6年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

第9期となる令和6年度及び令和7年度の保険料の改定が行われました。保険料額は、被保険者全員に均一に係る金額（均等割）と被保険者の所得に応じて係る金額（所得割）の合計額となり、被保険者1人当たりに賦課されます。第9期保険料は、均等割が5万6,840円で、前年度比2,920円の増、所得割10.95%で0.49%の増になりました。全世代型社会保障制度による保険料負担の増加と団塊の世代の75歳到達により、被保険者が大幅に増加することによる医療費の増大などを見込んで引上げ改定されました。

京都府後期高齢者医療広域連合は、国が進める全世代型社会保障方針の下、保険料の大幅引上げを決めました。物価は下がらず、年金は削減され、介護保険等の各種の負担は増え続ける。高齢者にこれ以上の負担を押しつけることは認められません。

また、75歳以上の医療費の2倍化の影響は、厚生労働省が行った調査結果でも受診抑制が起きていることが明らかになりました。それでも、この10月からの外来受診時の医療費負担を軽減する配慮措置をなくすとしております。

異常な物価高騰で暮らしは大変厳しくなっています。国民に負担を押しつけ、社会保障削減を進める今の政治では、若者にも高齢者にとっても明るい展望は生まれません。高齢者の暮らし、命、健康を守るために保険料の引上げは認められず、引下げこそ求められます。基金の使用をはじめあらゆる手立てを取り、保険料を引き下げるよう広域連合に求めることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○11番（松村英樹君） ただいま提案されています認定第3号 令和6年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が増え続けたため、老人保健制度に代わり、2008年に新たに創設された75歳以上の後期高齢者を対象とした医療制度で、75歳以上の患者の一部負担と公費負担を増やし、世代間や被保険者の公平を保つために生まれた、健保や国保から独立した制度であります。本会計は、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づき、被保険者から徴収した保険料を広域連合に納付する収支となっております。令和6年度の決算は、保険料特別徴収率は100%、普通徴収率は98%、保険料全体では99%と

なる高い収納率となっております。決算額は、歳入が3億391万2,000円、歳出が2億9,964万5,000円で、形式収支及び実質収支とも426万7,000円の黒字決算となっております。

本町では、後期高齢者を対象とした個別診断及び人間ドックの助成も継続され、限られた財源の中で、高齢者の疾病予防や重症化予防に対応されています。

今後においても、医療費の適正化と健康寿命の延伸を図っていくことを期待して、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君）ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 令和6年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君）起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

認定審査の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は1時15分とします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時15分

○議長（梅原好範君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第4号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9番（山田 均君）ただいま提案されております認定第4号 令和6年度京丹波町介護保険事業会計歳入歳出決算の認定に反対の立場から討論を行います。

令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計の歳入総額は21億8,884万1,244円、歳出総額は21億4,361万269円で、歳入歳出差引額は4,523万975円の黒字でした。介護保険制度は3年ごとに改正されます。介護保険の23年間の歴史は、改悪に次ぐ改悪の歴史です。利用料も原則1割ですが、2割負担、3割負担も導入されました。第1

号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳から65歳までで、公的医療保険に加入する者となっております。

高齢化が一段と進む本町では、町内の施設サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅サービス事業など、各事業所が安定的に運営されていくことが非常に重要で、高齢者をはじめ町民の暮らしの安心・安全につながっています。

しかし、各事業所の運営は、介護報酬などの引下げと介護職員の低賃金の改善など、また、諸物価高騰などで事業運営は大変厳しい状況にあります。全国では事業所ゼロの自治体も増加しています。本当に大変な状況が起こっております。また、ヘルパーの人員不足も深刻です。国に対し介護報酬引上げと介護職員の賃金を全産業平均並みに引上げができる支援を国に強く求めるものです。

介護保険制度は改正されるごとに内容が悪くなっています。介護保険制度の本来の趣旨に基づき、国の責任の下、介護保険制度を改善し、誰もが安心してサービスが受けられるように、国に対して利用者の声をしっかりと届ける責任が地方自治体にはあることを指摘して、反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

居谷君。

○5番（居谷知範君） ただいま上程となっております認定第4号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

高齢化が着実に進展する現代社会において、介護保険制度は、地域福祉の根幹を支える重要な仕組みであり、本決算は制度の安定運営と住民サービスの向上に寄与したものと評価いたします。

令和6年度の歳入における介護保険料収入は3億5,981万6,800円であった一方、歳出における保険給付費が19億7,970万8,244円となるなど、介護保険事業は国や府支出金、一般会計からの多額の繰入金で支えられており、これを基に介護サービスの需要増加に対応しつつ、将来にわたって制度の持続可能性が担保されることにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりが進められています。

そして、本年度も引き続き、介護サービスの質の向上を目指した事業が推進されました。介護人材の確保・育成や地域包括ケアシステムの強化など、利用者の満足度向上や介護現場の負担軽減に資する施策が着実に実施されております。これらの取組は地域住民の安心につながるもので、医療・介護・福祉の連携強化や予防的な支援の充実など、地域包括ケアシステムの推進により、多様なニーズに柔軟に応える体制が整備されていくことが期待されま

す。

一方で、介護人材の不足や利用者負担の増加など制度運営上の課題も存在します。

しかし、本会計決算では、これらの課題に対して予算措置や事業改善が講じられており、今後も継続的な取組により、解決を目指す姿勢を読み解くことができます。誰一人取り残されることなく、安心して暮らしていける地域社会を維持するためには、長期的な視点に立った介護保険制度の安定的な運営が不可欠であり、今決算に反映されたものであると言えます。

以上の理由から、令和6年度介護保険事業特別会計決算は、地域福祉の向上と制度の安定運営に大きく寄与しているものと判断します。今後とも、町民一人ひとりが安心して暮らせる社会の実現に向け、介護保険制度のさらなる充実を期待し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 令和6年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 令和6年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号 令和6年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君）　起立全員であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号　令和6年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号　令和6年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員　起立）

○議長（梅原好範君）　起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号　令和6年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号　令和6年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員　起立）

○議長（梅原好範君）　起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号　令和6年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 令和6年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 令和6年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号 令和6年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 令和6年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 令和6年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 令和6年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 令和6年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 令和6年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 令和6年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 令和6年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 令和6年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 令和6年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 令和6年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について、委員長報告の

とおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 令和6年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○9番（山田 均君） ただいま提案されております認定第15号 令和6年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

令和6年度京丹波町水道事業会計は、地方公営企業法に基づく企業会計に移行して7年目となります。地方公営企業法では、経営の基本原則として常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定をしております。

京丹波町の令和6年度の業務状況は、給水人口は1万2,254人で、前年度比323人減少、給水件数は6,688件、前年度比27件減少となっております。1日最大給水量は1万268立米になります。丹波・瑞穂地域は水道組合を設立して、人口増加や工業団地に大量の水が必要として畠川ダム建設を推進してきました。

平成20年の事業再評価の水需要予測は、生活用水を日平均給水量4,265立米、業務用水を日平均給水量5,079立米、合わせて9,344立米の水需要が必要として、京丹波町も京都府も畠川ダム建設を推進しました。水需要の根拠として計画給水人口は、丹波・瑞穂地域で2万3,280人になるとしました。現在の京丹波町全体の給水人口比で見ても52.6%です。丹波・瑞穂では、給水人口は9,580人で42.3%、いかに過大で無責任な計画であったかは明らかです。

令和6年度の町内企業の使用水量上位10社が使用した日量水量は1,817.5立米でした。事業所からの增量水量と開発団地に5,000人の人口増を見越して畠川ダム建設を推進しましたが、調査・検討した数字があまりにもずさんであったことは明らかです。また、下山の工業団地は、現在操業している10企業の使用水量は日量59.4立米で、水需要計画の僅か5.66%です。

こうした実態から見ても、畠川ダムが果たしているのは洪水調整が第一の役割になっています。ダムの役割が洪水調整になっており、維持管理費の負担割合を見直すように京都府に

申し入れるべきです。このことを強く求めます。

問題点を指摘します。

1つは、毎回指摘しておりますが、閉栓・開栓の手数料が1回3,000円であります。この見直しです。近隣市の10倍、使用料金も府下でも最上位の位置にあります。閉栓・開栓の手数料が水道基本料金よりも高いのはあまりにも異常です。閉栓・開栓のたびにメーターを取り外したり取り付けたりする作業は非効率で、費用負担は住宅の所有者です。痛みは住民であまりにも冷たい対応です。公共料金の負担軽減に取り組むべきです。見直しを強く求めます。

2つ目は、施設の維持管理を委託ではなく、職員の現場主義を徹底して、老朽化した施設改修や水源の枯渇などへの対策を計画的に取り組むべきです。水道の給水量は、既存の施設をしっかりと維持管理すれば、ダムだけに頼らなくても安心しておいしい水を十分貰えます。

3つ目は、基本水量を5トンにするなど負担軽減に取り組むべきです。使用水量が5トン以下の世帯が33.9%、8トン以下が44%になっています。高齢化率が45%を超えている本町では、高齢者世帯や一人暮らしが増加しており、基本水量以下の世帯が50.82%になっています。この現実から、町民の半分の世帯から使用していない水道料を強制的に徴収していることになります。水道は暮らしになくてはならないものです。本来、使った分の料金を払うのが基本です。高齢者世帯や一人暮らしの町民が安心して暮らせるように負担軽減に取り組むべきです。負担軽減を強く求めます。

4つ目は、有収率や有効率の改善です。毎年指摘しておりますが、有収率を87%以上に取り組むべきです。72.2%では悪過ぎます。また、有効率は90%以上を確保すべきです。74.98%では、これも悪過ぎます。一般企業では成り立ちません。原因をしっかりと調査をして改善計画を立てて取り組むべきです。強く指摘します。水道は暮らしになくてはならないものです。高齢者や一人暮らしの町民をはじめ、全ての町民が安心して暮らせるまちづくりに取り組むことを求めておきます。

5つ目は、収入未済の改善の取組です。令和6年度末の未収金は1億7,108万9,887円になっています。合併までの平成17年以前の未収金が1,160万4,455円となっています。例えば、地方公営企業法適用以前の債権の処理をするとか基準を決めて解消に取り組むべきです。その先頭に町長は立って未収金対策に取り組むべきです。

以上、5点の問題点、改善点を指摘して反対討論とします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○12番（森田幸子君） ただいま提案されています認定第15号 令和6年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

水道事業は、町政が有するライフルインとしてのその役割は大変大きく、職員の皆様には、日頃から、平日、休日、昼夜を分かたず、高い使命感を持ち、日々安定的な水道水の供給のためご尽力をいただいておりますことに、心からの敬意と感謝を申し上げます。

初めに、業務の状況では、営業収益において4億9,458万5,000円と、特に令和6年度は業務用水量が増加したことを主な要因として、前年度より545万円の増加となりました。また、年間配水量は277万5,460立方メートルで、前年度より3,376立方メートル増加し、有収率は72.2%と僅かながらではありますが、0.7ポイント増加しています。給水収益の增收はもとより、有収率の向上は、水道事業の経営に直結する部分でもありますことから、引き続き、数値の改善に注力をお願いするものです。

次に、水道料金収入未済額、特に過年度の滞納額は1億1,906万4,777円となっています。水道料金の徴収事務は、水道事業の安定的な運営と利用者間の公平性を確保する上で極めて重要な事務であります。まだまだ多くの課題を残す滞納額となっていますが、これまで増加していた過年度滞納額が初めて減少に転じるなど、令和6年度から給水条例に基づいた料金徴収や滞納整理を実施されたことは大いに評価するべきであり、畠中町長の運用指示に敬意を表します。

今後とも、安全な水道水を安定的に供給するため、効率的で効果的な水道事業となることを期待して、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決及び認定であります。

認定第15号 令和6年度京丹波町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

次に、認定第16号 令和6年度京丹波町下水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第16号 令和6年度京丹波町下水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

《日程第31、議案第67号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2－5工区）開設工事請負契約について～日程第33、議案第69号 令和7年度 京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事請負契約の変更について》

○議長（梅原好範君） これより、日程第31、議案第67号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2－5工区）開設工事請負契約についてから、日程第33、議案第69号 令和7年度 京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事請負契約の変更についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第67号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2－5工区）開設工事請負契約につきましては、共栄建設株式会社と4,951万8,700円で契約を締結するものです。

仏主地内における林道月ヒラ長老線の林道開設工事を実施するもので、工期は令和8年3月25日までとしております。

議案第68号 令和7年度 京丹波町立放課後児童クラブのびのび2組新築工事請負契約につきましては、高木・野口特定建設工事共同企業体と6,362万4,000円で契約を

締結するものです。

瑞穂小学校敷地内において、放課後児童クラブの新築工事を実施するもので、工期は令和8年3月31日までとしております。

議案第69号 令和7年度 京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事請負契約の変更につきましては、設置機器の納品が遅れることによる工期延長と併せて、防球ガード取付架台の追加等により、132万2,200円を増額するもので、変更に伴う工期を令和7年12月26日までとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 議案第67号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2－5工区）開設工事請負契約についての補足説明を申し上げます。

施工場所につきましては、議案書を1枚めくっていただきまして、資料1の事業概要をご覧ください。

林道月ヒラ長老線は、細谷地内林道月ヒラ線の終点を起点といたしまして、仮主地内林道仮主線への取付けを終点とする全延長8,000メートルとして計画している林道でございます。

本林道、森林整備に利用できる面積といたしまして262ヘクタール、そのうち、人工林面積は127ヘクタールとなっており、適切な造林、保育・間伐を促進するため、効率的かつ安定的な施業実施ができるよう、基幹的な恒久的施設として整備するものでございます。

整備後には、作業道などを効率的に組み合わせた林内路網を計画的に整備でき、本地域の健全な森林の育成が図られるよう実施するものでございます。

工事着手は、令和元年度から細谷工区を第1工区として、仮主側を第2工区として、起終点から同時に工事を進めており、令和6年度までに細谷側を380メートル、長老側を1,140メートル整備し、合計1,520メートル完成しております。本提案工事と既に発注をしております今年度の工事分を合わせますと2,050メートル完成することとなります。

1枚めくっていただきまして、資料2でございます。

平面図及び工事概要を添付しております。

工事延長は320メートル、全幅員3メートル、車道幅員2メートルとなっており、主な工事内容は、切土、路盤工、擁壁工、排水構造物工、路面洗掘防止工、木製視線誘導柵など

でございます。また、切土で発生します土については、路線内に設けます木材集積所建設に活用いたします。

1枚めくっていただきまして、資料3に概要の標準図を添付しております。

また、最後、別紙といたしまして、入札結果表を添付しております。

契約の方法といたしましては、条件付一般競争入札で、令和7年9月11日に開札を行い、令和7年9月16日に仮契約を締結しております。

それでは、議案書1ページに戻っていただきまして、契約内容についての説明をさせていただきます。

契約金額4,951万8,700円で、契約の相手方は、京都府船井郡京丹波町須知伏拝14番地22、共栄建設株式会社 代表取締役 徳岡敏明。

契約期間は、議会の議決を得た日から令和8年3月25日までとしてお願いするものでございます。

本件の入札の予定価格は5,467万円、落札率は90.56%であります。

以上、簡単ではございますが、議案第67号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2-5工区）開設工事請負契約についての補足説明とします。ご審議賜りまして、ご賛同いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 議案第68号 令和7年度 京丹波町立放課後児童クラブのびのび2組新築工事請負契約につきまして、補足説明を申し上げます。

老朽化が課題となっています瑞穂地区における放課後児童クラブのびのび2組につきましては、施設を新築し、利用環境の向上を図るため、高木・野口特定建設工事共同企業体と6,362万4,000円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、建設場所は、瑞穂小学校敷地内の校舎西側体育館の裏側プール横に設置をし、下校時の移動の安全確保及び学校施設の有効利用を図りたいと考えております。

説明資料としまして、資料1に位置図を、資料2といたしまして工事概要を、資料3、4、5といたしまして、配置図及び平面図、立面図、また、入札結果表につきましても添付しておりますので、ご確認ください。

なお、工事概要等につきましては、先日の全員協議会などで説明しましたとおりでございます。

以上、議案第68号についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第69号 令和7年度 京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備

工事請負契約の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

変更をお願いする主な要因につきましては、空調機器及び輻射パネルの納品の遅れにより、予定しておりました夏季休業中の屋内工事を進めることができず、学校行事及び部活動等を配慮した工法・工程の変更が必要となったこと。また、工事内容の変更によるものです。

変更内容につきましては、1点目に、議会の議決を得た日から令和7年10月31日の現工期を令和7年12月26日までに変更をお願いするものです。

2点目に、工事内容の変更としまして、屋内の足場を設置型の足場から移動式足場に変更するとともに、機器の追加としまして、室内機の取付け位置調整に係る防球ガード取付架台の追加、さらに、輻射パネル用防球ガード取付けにおいて設置強度を高め、より安全性を確保するため、アンカーボルト及び補足材を追加、また、自立運転時における発電電力を体育館内で使用するための専用コンセント回路を追加するものです。

以上のことから、当初契約金額の5,647万1,800円に132万2,200円を増額し、5,779万4,000円として工事請負契約の一部を変更することをお願いするものです。

説明資料としまして、工事請負契約の新旧対照表、資料1に契約内容の変更概要を、資料2といたしまして体育館の平面図を添付しておりますので、ご確認ください。

なお、工事概要等につきましては、先日の全員協議会などで説明しましたとおりでございます。

以上、議案第69号についての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） これより、議案第67号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2-5工区）開設工事請負契約についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○9番（山田 均君） 1点お尋ねしておきます。

契約期間の関係なんですけども、令和8年3月25日までとなっておりますが、冬季にかかるわけでございますけども、雪の関係で工事が遅延するとか延期の想定をしてこの3月の工期になっているのかどうか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山内農林振興課長。

○農林振興課長（山内敏史君） 工期の3月25日までにつきましては一般的な工事期間として設定しております、冬季における降雪等によります期間についてはこのうちには含ま

れでおりませんので、降雪とかによりまして延工が伴う分につきましては、工期が延びることとなります。この3月25日までにつきましては、一応標準工期ということで設定しております。

以上です。

○議長（梅原好範君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

議案第67号 令和7年度 林道開設事業林道月ヒラ長老線（第2－5工区）開設工事請負契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（梅原好範君）挙手全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 令和7年度 京丹波町立放課後児童クラブのびのび2組新築工事請負契約についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君）2点、質疑します。

まず1点目としまして、のり面があるということです。のり面がある上に平らな場所がありまして、その箇所の活用を何かする予定になっているのかと、あと、土が盛られたような築山みたいになったところがありました。そこもどういうふうに今後工事をしていくのか。これが1点目です。

2点目としましては、送迎の際の進入経路です。町道に面した側には幅員2.5メートルほどの進入口があるんですが、横に樹木なんかもあることによって、その部分が非常に圧迫感のある狭いところになっております。幅員5.5メートルの町道に面したところのその

裏のところに関しては、溝があつて溝蓋がないというような状態になっております。そして、のり面を登っていく、下っていくというような形の進入経路もあります。こういったところから、送迎の際の安全の確保といった意味で、どういうような出入りを想定した工事になるのか。そういうところの答弁を求める。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） のり面と築山の活用についてでございますが、現在のところは特に考えておりませんが、今後、安全面を最優先に考え検討してまいりたいと思っております。

また、2点目の送迎の際の進入経路でございますが、そちらについてもご指摘の部分を含め、児童及び送迎の保護者の安全を最優先に考え、動線も含め検討しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 私もちょっとお尋ねしたいんですが、今回予定されております施設の横に体育館とかプールとかもあるんですけども、反対側は道路が面しております。そこから簡単に敷地内に入れるということになると思うんですけども、安全面からも、フェンスとか仕切りも必要ではないかと思うんですけども、その辺の考え方はどうなのか。そういう予定になっておるのかどうかお尋ねしておきます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 敷地内に簡単に入れるのではないかというところですけども、現在のところ、フェンス等も含めて確認の上、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○9番（山田 均君） 当然、施設ができると運用することになりますと、子どもたちが学童ということでそこの校舎に入って、外も広いですので、天気がよければ外へも出るということになりますし、最近、学校は、全部フェンスなんかで囲って侵入者が簡単に入れないようにされております。今回のこの場所については、今もありましたけども、体育館の横であつたり、道路に面したり、ちょっと傾斜があつたりということになっておりますので、やはりその辺は十分現地を見て、不審者という問題も最近はありますので、きっちりした対応をすべきだというふうに思います。当然、道路に面した部分については、しっかりフェンスなどで不審者が入り込まないようにすべきだと思うんですけども、当初、ここに設置すると

いう場合に、特段検討はされなかつたのか。私が今申し上げて検討するということでござりますけども、当初からそういうような必要性というのは認識されていなかつたのか伺つておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君）　岡本教育次長。

○教育次長（岡本明美君）　先ほど四方課長のほうからもございましたように、子どもたち、また保護者の方の安全面というのを最優先に考えさせていただいてるところでございます。動線につきましては、現在検討を進めておりまして、当初から、実際の動線等を確定させていただいた上で、どういった施工が必要かというところを検討したいということで、現在、詳細な詰めを行つてあるところでございます。そしてまたフェンス等につきましては、車が入っていくところになりますので、フェンスがあることで車の侵入がちょっと困難になるとすることもございまして、反対に玄関のポーチ側のほうに小学校の体育館との間にフェンスもございますので、入り口のほうの侵入の安全面の確保はできるんじゃないかなというふうに考えております。ただ、道路側のフェンスの設置につきましては、今後、詳細な検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君）　ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

議案第68号　令和7年度　京丹波町立放課後児童クラブのびのび2組新築工事請負契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員　挙手）

○議長（梅原好範君）　挙手全員であります。

よつて、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 令和7年度 京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事請負契約の変更についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○1番（山崎裕二君） 大きく工期の変更と契約金額の変更ということになっております。工期の変更に関しましては、設置機器の納品が遅れることによるといったことですが、改めて確認なのですが、防球ガードの取付架台の工事を追加するということに関しましては、設計されたものでも十分なものであるといったような認識の下、工事業者、施工業者からの提案により、より安全性の高い、より耐久性の高い工事をするといった意味で教育委員会として判断して、今回の工事内容の変更になったのか。そのところをイエスかノーかでお答えいただければと思います。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） おっしゃっていただいたとおりで、当初、設計の段階ではしっかりと固定できるものと判断があったんですけども、施工業者、設計業者、教育委員会との現場確認の際、施工業者の提案によりまして、耐震や強度を考慮して、コンクリートの躯体にまでアンカーボルトによる固定をして安全性を高めるという提案がございまして、教育委員会といたしましても、その必要性に賛同したところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

議案第69号 令和7年度京丹波町立蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事請負契約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君）　　挙手全員であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第34、発言取消申出書について》

○議長（梅原好範君）　　日程第34、発言取消申出書についてを議題とします。

10番、東まさ子君から、9月4日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、不適切な発言であったため、お手元にお配りしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　　ご異議なしと認めます。

よって、10番、東まさ子君からの発言取消申出を許可することに決定いたしました。

《日程第35、発言取消申出書について》

○議長（梅原好範君）　　日程第35、発言取消申出書についてを議題とします。

7番、隅山卓夫君から、9月3日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、不適切な発言であったため、お手元にお配りしました発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君）　　ご異議なしと認めます。

よって、7番、隅山卓夫君からの発言取消申出を許可することに決定いたしました。

《日程第36、特別委員会報告》

○議長（梅原好範君）　　日程第36、特別委員会報告を議題とします。

交通網対策等特別委員会及び議会広報広聴特別委員会から、調査報告を行う申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、交通網対策等特別委員会及び議会広報広聴特別委員会の報告を受けることに決しました。

初めに、交通網対策等特別委員会委員長の発言を許可します。

委員長、松村英樹君。

○交通網対策等特別委員会委員長（松村英樹君） 交通網対策等特別委員長の松村英樹です。

ここに交通網対策等特別委員会調査報告をさせていただきます。

本委員会は、令和4年9月22日に開催しました令和4年第3回定例会で、全議員を委員とする特別委員会の設置を決定し、以降、今日まで12回の委員会を開催してまいりました。

それでは、審査経過状況報告と今後の課題について読み上げまして、調査報告とさせていただきます。

交通網対策等特別委員会調査報告。

本委員会は、令和4年9月22日に設置され、所管委員会に属さない交通問題等の調査・研究を調査事項として委員会を開催してまいりました。その調査経過、状況報告と今後の検討課題について、下記のとおり報告いたします。

記、1、委員会構成、委員長 松村英樹、副委員長 山田 均、以下、全議員が委員となり委員会の構成となっております。

2、交通網対策等特別委員会の審査経過、別紙1にございます。

別紙1、年月日、内容について、順次、読み上げさせていただきます。

年月日、委員会設置、令和4年9月22日、委員長・副委員長選出について。

第1回、令和4年10月5日、調査、事務内容等について。

第2回、令和4年10月14日、JRバス園福線の減便問題について、西日本ジェイアールバス株式会社から説明を受ける。

第3回、令和4年11月11日、JRバス園福線の減便問題について。

第4回、令和4年12月20日、JRバス園福線の減便問題について。令和4年12月26日、西日本JRバス園福線の存続に係る要望書を京丹波町長に提出。

第5回、令和5年6月12日、JRバス園福線の今後の取組予定について。高齢者の運転免許証自主返納後の交通施策について、企画情報課から説明を受ける。

第6回、令和5年9月19日、JRバス園福線の状況報告について、企画情報課から説明

を受ける。

第7回、令和5年12月6日、JRバス園福線の状況報告について、企画情報課から説明を受ける。

第8回、令和6年3月18日、4月以降の園福線の運行について、企画情報課から説明を受ける。

第9回、令和6年11月11日、地域公共交通の現況について、企画情報課から説明を受ける。

第10回、令和7年3月17日、地域公共交通について、企画情報課から説明を受ける。

第11回、令和7年4月22日、現地踏査（公共交通利用）、意見交換。町営バス、JR山陰本線、中京交通園福線に乗車。

第12回、令和7年9月16日、総括。

以上、交通網対策等特別委員会の審査経過となっております。

続きまして、3、状況報告と今後の課題。

交通網対策等特別委員会は、令和4年9月22日に開催した令和4年第3回定例会で、全議員を委員とする特別委員会の設置を決定し、以降、今日まで12回の委員会を開催し、調査研究を行ってきました。

本委員会の設置から3年の間に京丹波町の交通網の状況は大きな変化がありました。委員会設置当初は、JRバス園福線の運行本数減便が重要な課題であり、児童生徒の通学や、通院・買物等の町民の生活に重大な影響を及ぼしてきました。

さらに、西日本ジェイアールバス株式会社が園福線の運行撤退を表明したことから、地域住民の利便性や安全性の確保の観点から調査・研究を行い、議会として令和4年12月26日に京丹波町長に要望書を提出し、町と協力して存続に向けて取り組んでまいりました。

しかし、令和6年3月をもって西日本ジェイアールバス株式会社は園福線の運行から撤退し、代わって有限会社中京交通と京都交通株式会社が運行を担うこととなりました。新たな事業者が、増便や運賃の値下げなど、よりよい条件で園福線の運行を継続いただいたことは安堵したところです。

令和6年4月からは、和知地区において予約型乗合タクシーの実証実験として運行が開始され、令和7年4月からは本格運行が実施されました。

さらに、本年11月からは、瑞穂地区においても実証実験として、新規に予約型乗合タクシーのサービスが提供されることとなっております。

また、竹野地域においては、既に令和3年度からコミュニティ・カーシェアリングに取り

組まれ、安定的に運営されております。高齢化等により、このようなドア・ツー・ドアの移動支援サービスへの需要が高まっております。

その一方で、児童生徒の通学等をはじめ、通院、買物等の日常生活で移動の対応は不可欠であり、定時運行のバス運行の充実も求められています。

今後とも、安定的に運営されるよう利用促進を図るとともに、住民への情報提供などの取組が必要あります。

本委員会は、このような本町の交通の状況を中心に調査・研究に取り組み、令和7年4月には全委員で町営バス、中京交通バス、JR山陰線に乗車して現地踏査を行いました。町営バスについては、「運賃が安く、病院の入り口に横づけされるので利用しやすい」、中京交通バスは、「増便され、運賃も安くなり利用しやすい」、JR山陰本線は、「下山駅・和知駅でICカードが利用できず、不便である」との意見が出されました。

調査・研究を通じ、本定例会において、全議員の総意で山陰本線各駅へのICカードシステムの導入を求める決議と意見書を提出することにつながりました。

今後においても、公共交通機関と移動支援サービス等が効果的に連携し、その機能を補い合いながら町民の皆さんの移動を支える利便性の高い持続可能な交通サービスが展開されなければなりません。

町民生活の安定、健康で豊かなまちづくりの観点からも、議会と行政が一つになり、交通網の整備・充実に引き続き取り組んでいくことを確認し、交通網対策等特別委員会調査報告といたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 次に、議会広報広聴特別委員会委員長の発言を許可します。

委員長、居谷知範君。

○議会広報広聴特別委員会委員長（居谷知範君） それでは、議会広報広聴特別委員会の調査報告を行わせていただきます。

本委員会は、令和3年11月26日に設置され、令和5年11月24日の委員の構成変更により6名の委員が選出され、途中1名の委員の交代がありましたが、現在に至っております。

当特別委員会は、議会活動をより多くの町民の皆様にお知らせするため、議会広報の発行を中心に、議員各位の深いご理解とご協力を得ながら広報広聴活動を行ってまいりました。

これまで議会だより京丹波を第73号から第89号まで発行し、現在、第90号を編集中です。

また、議会ホームページの更新やケーブルテレビでの議会報告会、京丹波マルシェへの出展、京丹波町こども議会の開催等の事業も担ってまいりました。

それでは、調査報告書3の成果と課題を読み上げまして、当委員会の報告に代えさせていただきます。

成果と課題。

議会だよりについては、紙面構成を再考しながらチェックリストを活用し、肖像権や著作権などコンプライアンスに配慮しつつ、定例会ごとにその内容を中心とした発行を行いました。

今後も、引き続き、編集技術を高め、読者にとって分かりやすく親しみやすい広報づくりに努める必要があります。

議会報告会については、今期の前半はコロナ禍で対面の開催ができず、令和4年度は、京丹波町自主放送番組で放映する形で実施し、京丹波町議会の仕組みと委員会活動についての番組を放映しました。

また、令和6年度は、京丹波マルシェへの出展という形で開催しました。議場の開放も行い、多くの参加者があったことから、町民の皆様に議会を身近に感じていただく機会となりました。

令和6年度に初めて実施したこども議会は、主権者教育の観点からも、子どもたちのシビックプライドの醸成、まちづくりへの関心を深める点においても意義深い事業であり、今後も継続して取り組んでいくべき事業であると考えております。

議会とその活動に対する町民の理解と関心を深めるため、広報広聴の充実を図ることの重要性が高まっています。

また、多様な世代にアプローチするため、時代の流れと変化に対応した広報広聴の在り方が問われています。

今後は、さらに、情報公開に積極的に取り組むとともに、町民の皆さんとの声を聴く機会を設けるなど、開かれた議会に資する広報広聴活動に努めます。

以上、議会広報広聴特別委員会の調査報告とさせていただきます。

令和7年9月22日、議会広報広聴特別委員会委員長 居谷知範。

○議長（梅原好範君） 以上で報告を終わります。

《日程第37、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第37、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

《日程第38、議員派遣の件》

○議長（梅原好範君） 日程第38、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び京丹波町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和7年第3回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時39分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 居谷知範

〃 署名議員 西山芳明